

医療従事者への優先接種に関するワクチン供給方針

【基本的考え方】

医療従事者の優先接種については、公平の観点からまずは全ての基本型接種施設に原則1箱ずつワクチンを行き渡らせることを基本として、下記の考え方に基づきワクチンを供給することとする。

- 1 基本型接種施設の医療従事者、連携型接種施設の医療従事者、それ以外の医療従事者の順でワクチンを供給する。
- 2 基本型接種施設の全ての医療従事者が接種完了後に、連携型接種施設にワクチンを供給する。連携型接種施設の全ての医療従事者が接種完了後に、それ以外の医療従事者にワクチンを供給する。
- 3 基本型医療施設へのワクチン供給については、下記の基本型接種施設の供給の考え方に基づき、原則1箱ずつ全ての基本型接種施設に供給する。その後は全ての医療従事者が接種するまで、順次ワクチンを供給することとし、基本型接種施設の全ての医療従事者が接種を完了した段階で、ワクチンに余剰がある場合は、連携型接種施設の医療従事者分として利用できるものとする。

連携型接種施設、その他の医療従事者についてのワクチンに余剰がある場合の取扱いについても同様とする。

なお、県から医療機関へ供給するワクチン1箱あたりを487人分（1人2回接種）とする。

【基本型接種施設の医療従事者への供給の考え方（必要数：52箱）】

（1）下記の①～⑤順により、原則1箱ずつ1巡するまで供給する。

- ①クラスターが現に発生している基本型接種施設
- ②感染症指定医療機関を含む基本型接種施設
- ③新型コロナ重症患者受入れ基本型接種施設
- ④上記を除き、新型コロナ感染症患者の受入実績の多い医療機関を含む基本型接種施設
- ⑤その他の基本型接種施設（地域における人口当たりコロナ感染者数の多い順）

（2）2箱目以降は、新型コロナ感染症患者の受入実績の多い順に、ワクチン接種希望者の数に達するまで原則1箱ずつ供給する。

【連携型接種施設の医療従事者への供給の考え方（必要数：35箱）】

下記の順により供給する。

- （1）新型コロナ感染症患者の受入実績の多い順に、ワクチン接種希望者の数に達するまで原則1箱ずつ供給する。
- （2）その他の連携型接種施設においては、地域における人口当たりコロナ感染者数の多い順に、ワクチン接種希望者の数に達するまで原則1箱ずつ供給する。

【基本型接種施設の医療従事者、連携型接種施設の医療従事者を除くその他の医療従事者への供給の考え方（59箱）】

市町村における人口当たりコロナ感染者数の多い順に、ワクチン接種希望者数に応じて供給する。

【ワクチンの供給単位】

- 供給単位 : 1箱 (195バイアル: 最小流通単位)
- 1バイアル: 5回接種分
- 1箱 (195バイアル=975回分): 487人分

【必要となるワクチンの量】

- 必要箱数: 146箱 (142, 350回分: 71, 175人分)
 - ・ 基本型連携施設の従事者: 52箱
 - ・ 連携型接種施設の従事者: 35箱
 - ・ その他の医療従事者: 59箱